

決 定 要 旨

被 審 人（住 所） 東京都
（氏 名） A

上記被審人に対する令和6年度（判）第10号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金456万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和6年10月28日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第17号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和6年8月27日

金融庁長官 井藤 英樹

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第17号に該当

被審人は、株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパン（以下「SMジャパン」という。）に勤務していた者であるが、同人が、エンターテインメント事業等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所JASDAQ市場に上場されていた株式会社ストリームメディアコーポレーション（以下「SMC」という。）とSMジャパンの子会社として設立される株式会社SMEJの合併に係る契約の締結の交渉に関し知った、SMCの業務執行を決定する機関が合併を行うことについての決定をした旨の重要事実を、遅くとも令和2年2月17日までに、知人であるBに対し、上記重要事実の公表がされる前にSMC株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。

Bは、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表がされた同年5月29日より前の同年4月1日から同年5月12日までの間、C証券株式会社及びD証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所が開設する金融商品市場において、自己名義及びその知人であったE名義で、SMC株式合計3万9720株を買付価額合計524万7410円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法第175条の2第1項第3号、第3項第2号、第167条の2第1項、第166条第1項第4号、第2項1号又（令和元年法律第71号による改正前のもの）、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

(1) 法第175条の2第1項第3号の規定により、当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該買付けによって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額。

利得相当額とは、同条第3項第2号の規定により、情報受領者等が特定有価証券等の買付けをした場合、当該特定有価証券等の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格361.9円に当該特定有価証券等の買付けの数量を乗じて得た額から、当該特定有価証券等の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

ア. 情報受領者の計算による買付け

(361.9円×31,500株)

$$\begin{aligned}
& - (130 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 131.8 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} + 132 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 134 \text{ 円} \times 1,700 \text{ 株} \\
& \quad + 135 \text{ 円} \times 10,300 \text{ 株} + 137 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 138 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} \\
& \quad + 139 \text{ 円} \times 3,500 \text{ 株} + 139.8 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 140 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} \\
& \quad + 141 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} + 156 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 157 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\
& \quad + 158 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) \\
& = 7,039,410 \text{ 円}
\end{aligned}$$

及び

イ. 情報受領者及び情報受領者以外の者の計算による買付けが混和している買付け

$$\begin{aligned}
& (361.9 \text{ 円} \times 8,220 \text{ 株}^{(注1)}) \\
& - \{ (102 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} + 105 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} + 107 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} \\
& \quad + 108 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 108.9 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 109 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} \\
& \quad + 135 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) - 300,000 \text{ 円} \}^{(注2)} \\
& = 2,087,848 \text{ 円}
\end{aligned}$$

の合計額 9,127,258 円に 2 分の 1 を乗じて得た 4,563,629 円となる。

(注 1) 情報受領者による買付けの数量は、情報受領者及び情報受領者以外の者の買付け数量 11,000 株から、当該数量に、情報受領者以外の者が当該有価証券の買付けのために拠出した額 300,000 円 / 情報受領者及び情報受領者以外の者の計算による当該有価証券の買付けの額 1,186,970 円を乗じて得た数量 (1 株未満切捨て) を控除して得た数量。

(注 2) 情報受領者の計算による買付けの額は、情報受領者及び情報受領者以外の者の計算による買付けの額 1,186,970 円から、情報受領者以外の者がその買付けのために拠出した額 300,000 円を控除した額。

(2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、4,560,000 円となる。